

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）1 2 月 1 4 日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

防犯意識の啓発に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2 0 1 7 年（平成 2 9 年）1 2 月 1 日付けで諮問（第 8 9 5 号）された防犯意識の啓発に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について，次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成 1 5 年藤沢市条例第 7 号。以下「条例」という。）第 1 0 条第 2 項第 5 号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第 1 0 条第 5 項の規定による本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第 1 8 条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。
- (4) 条件等については，「3 審議会の判断理由」に述べるところによるものとする。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務の実施に当たり，個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は，次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では，従来の藤沢市総合計画に代わり策定された「藤沢市市政運営の総合指針 2 0 1 6」において，「防犯カメラの設置促進」を重点事業とし，自治

会や商店街による防犯カメラ設置事業への補助に取り組んできた。そして、2017年（平成29年）2月に市議会の議決を経て策定された「藤沢市市政運営の総合指針2020」においても、「めざす都市像」を実現するための8つの基本目標の1番目に「安全で安心な暮らしを築く」があり、その重点施策として「防犯・交通安全対策の充実」を掲げている。その具体的内容として「地域、駅前、商店街、不法投棄重点監視箇所への防犯カメラの増設推進」が盛り込まれており、市民の安全確保のため地域での犯罪を抑止する環境整備に取り組んでいる。

これまで市は、自治会・町内会や商店街の要望に基づき防犯力を高めるため、防犯カメラ設置事業への補助を行っており、今後も当該補助事業を継続していく方針である。なお、駅前の公共空間は、周辺地域の住民や商店街の利用者以外の不特定多数の人が集まり、公共性が特に高い場所である。また、街頭犯罪が多く発生し、防犯カメラによる犯罪抑止の必要性が高い場所であることから、特定の団体の負担を伴う補助制度ではなく、市が直接防犯カメラを設置することにより、犯罪のない安全で安心なまちづくりに取り組んでいる。

本市の防犯カメラ設置計画は、多くの乗降客数や、周辺地区で多発する犯罪認知件数、さらに都市計画の基本方針である都市マスタープランにおいて都市拠点と位置づけられている藤沢駅、辻堂駅、湘南台駅へ設置することにより防犯効果が高まると考え、平成29年度には藤沢駅と辻堂駅に防犯カメラを設置し、平成30年度に向けては、湘南台駅への設置を計画している。

そこで、市が防犯カメラを設置し、画像をコンピュータ処理・保存することに伴い、通行人等の個人情報を本人以外のものから収集することにおいて、本人から同意を得ることが困難であるため、本人への通知を省略する必要があることから、条例第10条第4項及び第5項並びに第18条の規定により、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するに至ったものである。

(2) 防犯カメラ設置の必要性和設置する目的

ア 防犯カメラ設置予定箇所周辺での犯罪等発生状況

事件等の発生状況について、平成28年中における市内の刑法犯認知件数は、3,115件と前年の3,014件より101件増加しているものの、平成26年の3,206件より91件少なく、減少傾向は継続している。このうち、今回防犯カメラを設置する予定の湘南台駅周辺を管轄する藤沢北警察署管内での刑法犯認知件数は、1,572件（市内の犯罪認知件数に占める割合は50.5%。）となっており、前年より238件増加している。このうち、湘南台駅東口周辺の湘南台1丁目は96件、同駅西口周辺の湘南台2丁目は135件で、合わせて231件発生しており、同署管内全体の14.7%を占めている（資料1のとおり）。

イ 防犯カメラ設置に対する住民ニーズ

(ア) 藤沢市議会からの意見・要望

藤沢市議会における審議では、防犯カメラの設置推進について、市が設置することや通学路への設置、神奈川県地域防犯力強化支援事業との連携などの意見や要望があり、市民の安全・安心の確保をより一層図るよう求められている。

(イ) 防犯カメラ設置に対するニーズ

平成28年度に神奈川県が実施した「県民ニーズ調査」では、県行政への要望として「治安対策」を挙げた割合が51.0%と県の政策の中で第1位となっており、犯罪や交通事故が無く、より安心して暮らすために最も重要なものとして「防犯カメラ等の防犯設備の整備」を挙げた割合が26.1%と、これについても当該設問の中で第1位の割合となっている。住民意識として防犯対策を行政に求め、その対策方法として防犯カメラ等の設置が望まれている。

(ウ) 「外部評価・カイゼンふじさわ」や防犯団体からの意見

市が実施する施策について外部の視点から実施状況の評価を行う「外部評価」と、その施策の課題について解決策や改善方法等を公開で議論する「カイゼンふじさわ」における平成28年度の対象に「犯罪のない明るいまちづくりの推進について」が選定され、議論された中で、防犯カメラの設置に関する委員からの評価や意見として、防犯カメラ設置が防犯や犯罪抑止効果に絶大で、促進すべきとの意見があった。

また、防犯カメラ設置補助制度については、多くの自治会・町内会から相談が寄せられているほか、地域での説明会や個別相談においては、人通りの多い大きな道路や広場には市など行政が設置してほしいとの意見をいただいている。

(3) 防犯カメラを設置することの効果

設置都市における効果分析結果としては、川崎市のJR川崎駅東口地区に防犯カメラが設置されたことに伴う、川崎警察署管内における防犯カメラ設置前の2009年（平成21年）と設置後の2010年（平成22年）における刑法犯認知件数の比較では、防犯カメラ設置地区では、2,000件から1,376件と31.2%減少したのに対し、設置地区外では1,693件から1,359件、19.7%減少となっており、設置地区において刑法犯認知件数が大幅に減少したことが実証されている。このことから、設置することで犯罪の抑止効果があり、市民の安全・安心の確保の一助となったものと考えている。

(4) 通行人のプライバシーへの配慮

防犯カメラ設置に当たっては、個人がみだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有することに鑑み、プライバシーの権利を尊重し、収集する個人情報が必要最小限とするため、次のとおり配慮する。

- ア 防犯カメラの設置場所及び台数は必要最小限の範囲とする。
- イ 防犯カメラの構成は、常時閲覧できる機器を伴わないシステム構成とする。
- ウ 保存期間を経過した画像を速やかに消去する。

(5) 設置場所に対する考え方

ア 設置場所の選定基準

次の条件を全て満たす駅前の道路、通路及び広場とする。

- (ア) 市内外の移動における交通の要衝であること。
- (イ) 乗降客数が多い駅であること。
- (ウ) 周辺地区における犯罪認知件数が多い場所に立地していること。
- (エ) 多くの通行人の目に付きやすいよう、通行人の往来が集中する場所であること。
- (オ) 設置するコストや通行人のプライバシーに配慮し、必要最小限の台数で設置効果が期待できる場所であること。
- (カ) 設置時の固定器具の取付けや電源確保の観点から、市が管理する場所であること。

設置場所の選定基準については、運用体制を含め、考え方をまとめた「藤沢市街頭防犯カメラの設置及び運用に関する指針」（別紙２のとおり）を現在策定中である。なお、運用の詳細は「藤沢市街頭防犯カメラ運用基準」（別紙３のとおり）を別に定めており、指針に合わせて一部見直すこととする。

イ 設置場所の選定に向けた外部からの意見

今回、湘南台駅周辺に設置を検討するにあたり、神奈川県警察が「防犯コンシェルジュ」として委嘱している防犯設備の専門的知識を有する方にアドバイスをいただき、その中で、必要最小限度の場所に設置を検討する場合は、人通りの多い場所で目に付きやすいように設置することが望ましいとのことで、今回設置を検討する東口の出口EとF、西口の出口CとDが候補に挙がった。また、地下通路については、小田急線改札正面の地下広場に人通りが集中していることから、当該場所が候補に挙がった。

ウ 設置場所の選定理由

平成30年度においては、湘南台駅東口と西口へ1台ずつと、同駅地下通路に2台の合計4台の設置を計画しているが、当該設置場所の選定に当たっては、本市の他部局、商店街や個別の店舗等が設置している防犯カメラの設置状況を考慮し、設置されていない場所の中で、さらに犯罪抑止の効果を高めるため、多くの通行人の目につきやすい場所を選定している。

なお、湘南台駅周辺地域である湘南台駅東口周辺の湘南台一丁目と、同駅西口周辺の湘南台二丁目は、藤沢北警察署管内でも犯罪認知件数が特に多く、暴行や傷害などの街頭犯罪がほかの地区と比べて多く発生している。また、

地下通路の狭い範囲でも、窃盗や盗撮、暴行などの事案が発生している。ただし、藤沢北警察署からは、犯罪認知件数としては長期的に減少傾向にあるものの、不審者やわいせつ行為の事案など、事件化しないものが数多くあり、それらを含めた発生の抑止が必要との意見を伺っている。

以上により、同駅周辺は鉄道利用客を中心に多くの通行人が行き交う場所であることから、犯罪抑止が求められている場所となっている。

エ 各設置予定箇所の選定経過

(ア) 湘南台駅東口周辺

東口においては、出入り口が5箇所あり、人通りの多い場所は出口EとFであり、隣接して交番がない出口F付近を選定し、電源の確保の都合上、付近の街路灯への設置としている。また、駐輪場へ繋がるスロープについては、地下駐輪場内に防犯カメラが設置されていることから不要と判断した。

(イ) 湘南台駅西口周辺

西口においては、出入り口が4箇所あり、人通りの多い場所は出口CとDであり、隣接して交番がない出口C付近を選定し、電源の確保が容易な東電柱付近の設置を予定している。

(ウ) 湘南台駅地下通路

地下通路においては、エスカレーターやエレベーター設置場所に市の施設管理用カメラが設置されているが、それらは地下通路の北側に多数設置されているため、通路の南側で、通行人の多い場所で、かつ今回設置を計画していない出口の利用者にも認識しやすい場所を選定している。湘南台駅地下通路は出口が多数あり、出口CとD、EとFは比較的用户数が多いものの、そのほかの出口や、鉄道間の乗換客も多数おり、それらの人の流れは地下通路内では小田急線改札前の中央部に集中している。なお、地下通路内中央部は常時横断幕が設置されているため、それらに影響されない場所としてカメラ3と4の位置を選定している。また、地下通路内に設置されている既存のカメラは、天井板の内部に本体が隠れており、カメラの存在を認知しにくいいため、既存のカメラが近くに設置されているカメラ3においても犯罪抑止効果を高めるため、設置が必要であると考えている。

(6) 今後の設置予定

平成29年度 藤沢駅南口2台、辻堂駅北口1台

平成30年度 湘南台駅東口1台、同駅西口1台、同駅地下通路2台

平成31年度 藤沢駅南口、辻堂駅南口、湘南台駅東口、西口、及び地下通路へ計4台（これらは効果検証を行った上で必要な箇所へ設置）

平成32年度 藤沢駅北口、同駅南北地下道へ計4台

(7) 設置を予定する防犯カメラの概要

ア 設置場所及び台数

湘南台駅東口・・・・・・・・・・ 1台

湘南台駅西口・・・・・・・・・・ 1台

湘南台駅地下通路・・・・・・・・ 2台

詳細は資料2「防犯カメラ設置箇所位置図」のとおり。

イ 取付方法

地上部分では、街路灯のポールや、適当なポール等がない西口では専用の柱を建てて設置する。また、地下通路では天井の内部の強固な場所を選び、金具で固定する。

資料3「防犯カメラ設置方法イメージ図」参照。

ウ システム構成・性能

レコーダー一体型防犯カメラ（無線LANによるデータダウンロード機能付き）、画像処理用パソコン。

撮影した画像は防犯カメラ本体のレコーダーに記録し、その場で保管する。保存能力は、鮮明な画像を10日間保存でき、自動的に消去できること。不正アクセスや不必要な閲覧を防止するため、インターネット等のネットワークへの接続や、カメラ設置場所以外への画像データの転送を行わない。

詳細は資料4「防犯カメラ候補機種資料（参考例）」

エ 必要なセキュリティ対策仕様

(ア) 設置は上記のとおり強固な据付とすること。

(イ) 画像データへの不正アクセス防止のため、管理者が特定するパソコンと専用ソフトウェアのみによるアクセス制限があり、かつパスワードによる制限があること。

(ウ) 無線LANのセキュリティは、データ通信時の暗号化対策がなされ、SSIDを隠蔽することによるステルス機能を有するもの。また、MACアドレスのフィルタリング機能により、アクセスは特定の機器しかできない仕様となっている。

オ 無線LANの安全性

無線LANは建物内に構築した有線LANに比べ、屋内に侵入せず、かつ気付かれずに接続が可能のため、脆弱と言われている。これは、建物に侵入するという物理的障壁がないためである。

しかし、今回の機器は屋外に設置するもので、有線LANの場合でも、LANポートが屋外の手の届く場所のボックスに格納されるため、建物という物理的な障壁がないため、LANポートを格納するボックスを壊されてしまえば、気付かれずにLANに接続されてしまう懸念がある。

一方、今回の機器に関しては、無線LANのセキュリティ対策において、

安全性の高い暗号化対策をしており、それ以外のSSIDの隠蔽や、MACアドレスのフィルタリング機能を含め、外部からの不正アクセスが非常に困難で、かつ総務省が推奨する対策を準拠していることから、現状においてはできる限りの安全対策がなされているものと考えている。

なお、一度LANに接続された場合は、有線も無線も関係なくそれ以降の脆弱性は同じである。さらに、有線タイプでは、LANポートをボックスごと破壊された場合、ケーブルの接続ができず、アクセス不能となってしまう物理的な脆弱性もある。そのため、今回のような屋外設置の機器においては、先のセキュリティ対策を講じ、悪意による不法行為を受けにくい無線LANタイプが安全と考え、選択したものである。

カ 運用

別に定める「藤沢市街頭防犯カメラ運用基準」（別紙3）に沿って運用する。

(8) 個人情報をも本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラによる画像データの収集目的は、市民の安全確保と、市民の防犯意識の高揚、市民が犯罪被害に遭うことの防止、良好な環境の維持・形成であり、それらによって地域の防犯力の強化を図っていくものである。そのため、事前に本人の同意を得た上で収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものである。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラに撮影・記録された画像データ

(9) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

ア 本人通知を省略する理由

防犯カメラで撮影する情報は不特定多数の通行人等であり、人物を特定することが困難であるほか、通知対象の人数が膨大となるため、本人通知を省略するものである。

イ 本人通知の代替策

防犯カメラ設置場所周辺で外から視認しやすい場所に、防犯カメラを設置している旨、及び当該カメラの設置・管理者を表示する。

(10) 個人情報のコンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性

撮影した画像のデジタル録画のため、及び一定の保存期間が経過したデータの自動削除、及び画像処理用パソコンによる画像出力処理のためコンピュータによる処理が必要となる。

イ コンピュータ処理する個人情報

防犯カメラに撮影・記録された画像データ

(11) 安全対策及び日常の管理体制

ア 取付時の安全対策

風雨での影響や、地震による落下防止のため、また、盗難防止のため強固な金具で固定する。また、本体を分解して個人情報を保存した記録媒体が盗まれないよう、記録媒体の取付箇所を施錠できる機種とする。

イ 情報セキュリティ対策

防犯カメラ本体にアクセスする際は、専用ソフトウェアのみによる制限を設けるほか、パスワードによる制限を設ける。また、ダウンロードした機器についても、操作できる職員を限定するほか、データの持ち出しができないよう、保管場所を施錠したり、「記録媒体利用管理簿」の運用を徹底したりするなど適切な管理に努める。その他、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー 基本方針 の規定を遵守する。

ウ 防犯カメラ本体における画像データ保存期間

「藤沢市街頭防犯カメラ運用基準」に基づき、10日間とする。

(12) 実施時期

2018年(平成30年)4月以降

(13) 提出資料

ア 個人情報取扱事務届出書「別紙1」

イ 藤沢市街頭防犯カメラの設置及び運用に関する指針(案)「別紙2」

ウ 藤沢市街頭防犯カメラ運用基準(案)「別紙3」

エ 防犯カメラ設置予定箇所周辺における事案別警察官取扱件数「資料1」

オ 防犯カメラ設置検討箇所位置図「資料2」

カ 防犯カメラ設置方法イメージ図「資料3」

キ 防犯カメラ候補機種資料(参考例)「資料4」

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラによる画像データの収集目的は、市民の安全確保と、市民の防犯意識の高揚、市民が犯罪被害に遭うことの防止、良好な環境の維持・形成であり、それらによって地域の防犯力の強化を図っていくものである。そのため、事前に本人の同意を得た上で収集する方法ではこの目的を達成することが困難であることから、本人以外のものから個人情報を収集するものであるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性

があると認められる。

- (2) 個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について
実施機関では、防犯カメラで撮影する情報は不特定多数の通行人等であり、人物を特定することが困難であるほか、通知対象の人数が膨大となるため、本人通知を省略するものである。

以上のことから判断すると、個人情報をも本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

- (3) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、撮影した画像のデジタル録画のため、及び一定の保存期間が経過したデータの自動削除、及び画像処理用パソコンによる画像出力処理のためコンピュータによる処理が必要となるとしている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策及び日常的な処理体制について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講じている。

(ア) 取付時の安全対策

風雨での影響や、地震による落下防止のため、また、盗難防止のため強固な金具で固定する。また、本体を分解して個人情報を保存した記録媒体が盗まれないよう、記録媒体の取付箇所を施錠できる機種とする。

(イ) 情報セキュリティ対策

防犯カメラ本体にアクセスする際は、専用ソフトウェアのみによる制限を設けるほか、パスワードによる制限を設ける。また、ダウンロードした機器についても、操作できる職員を限定するほか、データの持ち出しができないよう、保管場所を施錠したり、「記録媒体利用管理簿」の運用を徹底したりするなど適切な管理に努める。その他、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程及び藤沢市情報セキュリティポリシー 基本方針 の規定を遵守する。

(ウ) 防犯カメラ本体における画像データ保存期間

「藤沢市街頭防犯カメラ運用基準」に基づき、10日間とする。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。ただし、地下道に設置する3番と4番の2台について必要最小限とする検討をすること、機種について改めて標準型を含めて再検討し、報告することを条件とする。

また、今後、設置の必要性を裏付ける根拠を明らかにし、不必要な防犯カメラ

ラが設置されないような手続を整備すること，設置する場所及び数を必要最小限度とし，機種選定にあたり個人情報の管理を的確に行えるものとする意見を付す。なお，設置にあたり必要性が明らかにされておらず，また，手続が整備されていない段階での設置には強い反対意見もあった。

以 上